

# 総務部

## 永年勤続表彰

- 平成11年度の沖縄開発庁職員永年勤続表彰式が、5月17日那覇市内のホテルにおいて、小山局長等関係者多数の出席のもとに執り行われた。
- 表彰式では、沖縄開発庁長官からの式辞(局長代読)があった後、被表彰者に表彰状及び銀杯が授与された。
- これに対し、被表彰者を代表して伊波栄一氏(調査企画課長)から答辞があった。被表彰者は次のとおり

### [30年勤続者]

小野佳朗	総務部会計課
伊波栄一	調査企画課
座喜味智子	財務部財務課
大工義紀	農林水産部那覇統計情報出張所
与那覇恵信	平良統計情報出張所
泉川トシ子	羽地大川農業水利事業所
崎山昌一郎	通商産業部公益事業課
我那覇昭	石油エネルギー対策統括官
仲間昇	運輸部先任運航管理官
宇地原進	宮古海運事務所
大城眞吉	開発建設部石垣港湾工事事務所



### [20年勤続者]

比嘉肇	総務部庶務課
山口春樹	跡地利用対策課
仲田求	財務部管財第一課
大城満	農林水産部農政課
大嶺保昭	農産園芸課
田港朝明	統計情報課
仲吉満	名護統計情報出張所
多田実	宮古農業水利事業所
下地祥照	通商産業部企画振興課
久田友次郎	商務通商課
宮城康人	運輸部運航監理官
野原由一	陸運事務所
玉城正宏	
西原剛	八重山海運事務所
平良博孝	開発建設部道路建設課
森田ひとみ	北部ダム事務所
辺土名朝一	北部国道事務所
當山全浩	
福富洋	
伊集朝徳	南部国道事務所
秋山恵一	
大城朝一	国営沖縄記念公園事務所



総務部  
永年勤続表彰

財務部  
金融検査マニュアル説明会開催

農林水産部  
「平成11年度食料品消費モニタ - 研修会」の開催

通商産業部  
シンポジウム「地域からの新事業  
創出に向けて」の開催について

運輸部  
プレジャーポートの電話相談窓口を開設  
開発建設部  
日本初圧縮空気による噴水打ち上げに成功!



## 通商 産業部

### シンポジウム「地域からの新事業創出に向けて」の開催について



去った5月24日(月)沖縄コンベンションセンターにおいて「地域からの新事業創出に向けて」と題し、通商産業省、沖縄県及び(財)南西地域産業活性化センターの主催で、シンポジウムが開催されました。

本シンポジウムは、通商産業省において、新しい産業の創出を目指した「新事業創出促進法」が成立したことにより、島田晴雄(慶應義塾大学経済学部教授)、月尾嘉男(東京大学新領域創成科学研究所教授)、宮内義彦(オリックス株式会社代表取締役社長)、羽山正孝(通商産業省大臣官房審議官)の4氏が講演を行いました。

引き続いて、「地域経済の自立的発展に向けて」と題しパネル・ディスカッションが行われ、講演に引き続いてコーディネーターの島田教授を中心に、奥野信宏(名古屋大学経済学部長)、金子尚志(日本電気株式会社取締役相談役)、寺田千代乃(アートコーポレーション株式会社代表取締役社長)、牧野浩隆(沖縄県副知事)、濱田隆道(通商産業省環境立地局立地政策課長)がパネラーを務め、活発な意見が交わされました。

県内外から、延べ人数550名余りの参加者が会場に訪れ、大成功の内に幕を閉じました。

## 農林 水産部

### 「平成11年度食料品消費モニタ - 研修会」の開催

去る6月2日、「平成11年度食料品消費モニタ - 研修会」が当局会議室で開催されました。食料品消費モニタ - 制度は、「消費者保護基本法」の趣旨に沿って設けられたもので、食料品の規格及び表示に関する監視、価格動向や消費者の意向の把握など食料品消費に関する調査を実施し、その結果を行政に反映させるとともに、商品特性や流通機構、価格形成といった消費者生活に関する正しい知識を広く消費者に普及することを目的としています。

当日は、宮本農林水産部長から20名のモニタ - に依頼状の交付がなされた後、モニターとしての基本的な知識を習得するための研修が行われました。



研修会では、当局から「食料品消費モニタ - の任務について」及び「農林水産省における消費者行政について」、また、東京農林水産消費技術センター - の福地広報課長から「JAS制度と原産地表示について」の説明の後、ビデオ放映も行われました。

引き続き行われたモニタ - との意見交換では、「輸入食品のチェック体制」、「食品の包装紙の安全性」、「JAS規格における特級表示の内容」等の食品の安全性や表示(品質)に関する質問が多く寄せられ、活発な意見交換が行われました。

## 財務部

### 金融検査マニュアル説明会開催

財務部主催による「金融検査マニュアル説明会」が去る6月25日、那覇市の沖縄船員会館において県内の金融機関から約130名が出席し開催されました。

この説明会は、金融機関を検査する際の検査官の手引書(マニュアル)を整備するため、金融監督庁内に昨年8月に設置された「金融検査マニュアル検討会」が今年4月8日に「最終とりまとめ」を公表したこととに伴い、金融監督庁検査部から関口勉氏(審査管理課・課長補佐)及び近藤智氏(同課指導係長)の2名が来沖し説明を行ったものである。

説明会では、金融検査マニュアルの基本方針について、従来の当局指導型から自己管理型への転換、資産査定中心の検査からリスク管理重視の検査への転換、を図ることに重点を置いて策定されている旨の概要説明があり、次いで、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト、信用リスク検査のチェックリストなどの具体的な検査項目について説明が行われた。

このマニュアルに基づく検査は、今年7月から実施(決算に関する事項については9月中旬決算期から適用)されるため、この説明会に対する金融機関の关心は非常に高く、どの出席者も真剣な眼差しで説明を聞いていた。

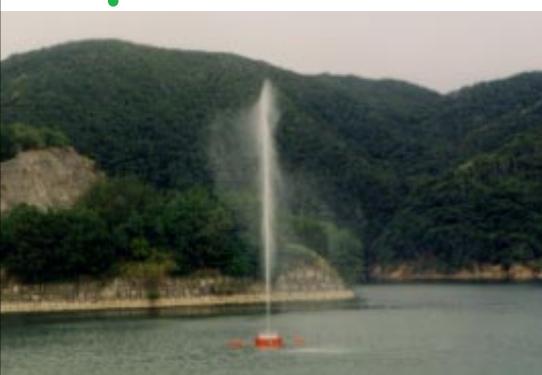


# 開発 建設部

## 日本初 圧縮空気による 噴水打ち上げに成功!

北部ダム事務所では、ダム管理費の縮減とCO<sub>2</sub>の排出削減による地球温暖化防止を目指し、これまで活用されることのなかったダム湖のクリーンエネルギーに着目してダム管理施設への空気利用の技術開発に取り組んでいます。

このたび、その一環として、ダム放流水を活用した「水力コンプレッサー」と「空気圧式噴水装置」を開発しました。そこで、北部ダム統合管理事務所の協力を得て、平成11年4月にこの実証システムを福地ダムに設置して試験運転を行い、日本で初めてダム放流水で製造した圧縮空気を使った噴水の打ち上げに成功しました。



このシステムは、福地ダムから24時間連続して放流されている河川維持用水のクリーンエネルギー（位置エネルギー）で直接「水力コンプレッサー」を駆動して圧縮空気を製造し、この圧力エネルギーで貯水池に浮かべた噴水タンクに空気をエアーホースで圧送し噴水を打ち上げる仕組みになっています。

従来、ダム管理設備の運転は商用電力で賄われていましたが、この技術開発によって、これまで全国で有効活用されることなく放出されていた小水力エネルギーの新たな活用が可能となり、機器の簡素化、省エネ、CO<sub>2</sub>の排出削減による地球温暖化防止、管理費の縮減等の経済的・環境的に優れた波及効果が期待されます。

なお、福地ダムに設置された噴水は、現在もシステムの耐久性試験のために継続して打ち上げています。

# 運輸部

## プレジャ - ポ - トの電話相談窓口を設置

### ① 目 的

国民の生活水準の向上、余暇時間の拡大等を背景に管内でもプレジャ - ポ - トを活用した海洋レクレ - ションの需要が着実に増大しています。「海の日」の国民の祝日化、舟艇の低価格化等により、今後、県民の舟艇利用による海洋性レクレ - ションの期待は益々高まることが予想されます。当部では海洋性レクレ - ションの広範な普及や健全な育成、発展を図っていくためには、安全確保をはじめ、利用機会の一層の拡大や情報提供体制の確立を図ることが必要と考えております。

また、プレジャ - ポ - トの隻数の増加に伴い、放置艇や廃船の処理体制の整備など種々の問題が顕在化しています。こうしたプレジャ - ポ - ト等を巡る諸問題は、関係する行政当局及び関係団体等が多岐に亘ることから、これらの諸問題の解決に当たっては関係地方自治体等関係者との横断的対応が重要です。

このため、関係者による関連情報の共有や各種施策の協調実施が不可欠となることから、相互の意志疎通を図るため平成9年より、当部を含む関係機関が「沖縄地区舟艇利用振興対策連絡会議」を開催しています。今般、同会議の決定によりプレジャ - ポ - トの利用者からの相談、苦情等に的確に対応するため、当運輸部海運第二課に「沖縄総合事務局プレジャ - ポ - ト電話相談窓口」を平成11年4月16日より設置しました。

### ② 相談窓口の概要

#### (1) 相談窓口

沖縄総合事務局運輸部海運第二課  
〒900 - 8530 那覇市前島2 - 21 - 7  
TEL 098 - 866 - 0031(内線238)  
FAX 098 - 860 - 2369

#### (2) 開設時間

午前9時～12時 午後1時～5時  
(土、日、祝祭日を除く)

### (3) プレジャ - ポ - トの利用に関する問い合わせ事例等

- 1、プレジャ - ポ - トの係留、保管場所に関する問い合わせ
- 2、海技免状に関する問い合わせ
- 3、プレジャ - ポ - ト等の船舶検査、登録に関する問い合わせ
- 4、不法係留かどうかの問い合わせ
- 5、海域にある投棄船舶に関する問い合わせ
- 6、その他



### プレジャーポート利用者の皆様へ

#### ポート保管場所

プレジャーポートを受け入れ可能なマリーナ、港湾、漁港、船だまりなどの保管施設に余力があるところでは、許可、届出により保管ができます。

このような手続きを行わず船舶を係留することは違法になります。

#### 船舶検査と登録

プレジャーポートには、船舶安全法により船舶検査が義務づけられています。また、5トン以上のものには、登録の手続きが必要です。

#### ポート免許

エンジン付きのボート、ヨットを運転するには、小型船舶操縦士などの免許が必要です。

免許の有効期限は5年間です。継続して使用する場合は、更新手続きが必要です。

免許をとるための教室や養成施設もあります。

#### 船舶の投棄

海や河川に船舶を投棄することは法律で禁止されています。

市町村役所か廃棄物処理事業者に依頼し適切に処分しましょう。